

島原城築城400年記念事業実行委員会

第3回会議

○日 時 令和元年6月14日（金） 午後3時00分

○場 所 有明公民館 大ホール

島原城築城400年記念事業実行委員会
第3回会議資料目次

第1号議案	ロゴマークの選考について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第2号議案	島原城築城400年記念事業ロゴマークの使用に 関する要綱（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
第3号議案	平成30年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
第4号議案	平成31年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
第5号議案	平成31年度収支予算（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
第6号議案	島原城築城400年記念事業協賛事業の認定等に 関する要綱（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
その他		

(第1号議案)

ロゴマークの選考について

1. 応募総数 212作品 (129人)
2. 選考方法
 - ①島原城築城400年記念事業実行委員会幹事会で10作品を選考
 - ②島原城築城400年記念事業実行委員会で、①のうち3作品を選考
 - ③島原市に居住または通勤、通学する人による投票
3. 投票結果
投票総数 1,108票

		候補番号【1】	候補番号【2】	候補番号【3】
				
投票数		393票	333票	382票
内訳	投票用紙	228票	217票	115票
	ホームページ	165票	116票	267票

4. 優秀賞 (1作品)

	<p>【応募者】 よねいずみ ひろと 米泉 弘人 様 (石川県金沢市在住)</p> <p>【作品の説明】 島原城のイニシャル「S」をモチーフに、島原城の新たな魅力を次世代に伝承する人々の勇姿をS字状の力強い筆跡に込めて表現。色彩の「グリーン」は400年の豊かな歴史・文化及び緑豊かな島原半島の形状を表し、「オレンジ」は城や城下町の新たな魅力を創造・発信し続ける400年以降の未来像を象徴しています。</p>
---	---

(第2号議案)

島原城築城400年記念事業ロゴマーク等の使用に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原城築城400年記念事業(以下「記念事業」という。)のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)並びにキャッチフレーズ(以下これらを「ロゴマーク等」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等の仕様は、別図のとおりとする。

(使用の目的)

第3条 ロゴマーク等の使用は、記念事業基本方針に基づき、島原城築城400年に向けた機運醸成及び記念事業の推進に資するものでなければならない。

(使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク等の使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反するものや、前条に規定するロゴマーク等の使用の目的になじまないと考えられるとき。
- (2) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものであるとき。
- (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (4) その他ロゴマーク等の使用が記念事業の信用又は品位を害する恐れがあるとき。

(使用の承認)

第5条 ロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ島原城築城400年記念事業実行委員会会長(以下「会長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道の目的に使用するとき。
- (2) その他会長が承認を必要としないと認めるとき。

(使用の申請)

第6条 前条の承認を受けようとする者は、使用承認申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

- (1) 見本又は原稿
 - (2) その他会長が必要と認める書類
- 2 ロゴマーク等を使用して作成した製作物等(以下「製作物等」という。)を有料で販売する場合は、前項各号に掲げる書類と併せて、販売価格等を記載した企画書を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、承認を受けた事項を変更する場合についても準用する。

(使用期間)

第7条 ロゴマーク等の使用期間は、使用を承認した日から当該事業が終了した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までとする。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(承認の決定)

第9条 会長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用方法)

第10条 ロゴマークは、別図に示す形状、色等に従って使用するものとし、その一部のみ使用し、又は変形し、若しくは他の図形、文字と重ねて使用してはならない。ただし、会長の承認を受けたものはこの限りではない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容に沿った適切な使用を行うこと。
- (2) ロゴマーク等の使用の権利を、他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 製作物等は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、製作物等の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 製作物等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマーク等を使用する前の額と同額以下の額又は類似の既製品の価格と同等以下とする。
- (6) その他会長が必要と認める事項を遵守する。

(承認の取消し)

第12条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、製作物等の回収を求めることができる。

- (1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(使用者の責任)

第13条 前条の規定によりロゴマーク等の使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、島原城築城400年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)はその責めを負わない。

- 2 使用者は、製作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際し、故意又は過失により、実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則






この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

(別図)

1 ロゴマーク



色の指定

				
C: 0%	C: 30%	C: 0%	C: 0%	C: 0%
M: 38%	M: 0%	M: 100%	M: 0%	M: 0%
Y: 75%	Y: 98%	Y: 100%	Y: 0%	Y: 0%
K: 0%	K: 0%	K: 0%	K: 50%	K: 100%

※単色で使用する場合は、色は問いません

2 キャッチフレーズ

島原城築城400年 ^{つな}繋げ未来へ！

(様式第1号)

島原城築城400年記念事業ロゴマーク等使用承認申請書

年 月 日

島原城築城400年記念事業実行委員会 会長 様

(申請者)

住 所

名 前

(法人名及び団体名)

代 表 者 名

電 話 番 号

島原城築城400年記念事業ロゴマーク等の使用について、承認を受けたいので申請します。

1 使用目的 (何に使用しますか。)	
2 使用用途 (どういう形態で使いますか) ※該当するものにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 製作物 <input type="checkbox"/> 商品 (商品名:) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 宣伝・広告 <input type="checkbox"/> 印刷物 (チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等) <input type="checkbox"/> 看板・店舗壁面・商品POP等 <input type="checkbox"/> Webデザイン <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 使用予定(数)量	
5 添付書類	
6 備考	

(様式第2号)

島原城築城400年記念事業ロゴマーク等使用承認書

年 月 日

様

島原城築城400年記念事業実行委員会会長

年 月 日付けで申請の島原城築城400年記念事業ロゴマーク等の使用については、次のとおり使用を承認します。

1 承認番号	第 号
2 使用目的	
3 使用用途	
4 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 使用予定(数)量	
6 承認条件	

(注) ロゴマーク等の使用に当たっては、使用に関する要綱及び使用上の注意を遵守してください。

(第3号議案)

平成30年度事業報告

1. 会議の開催

(1) 実行委員会

会議名	開催日	議案等
設立会議	平成30年7月25日	・実行委員会規約について ・実行委員会委員について ・役員の名指について
第1回会議	平成30年7月25日	・基本方針について ・専門部会の設置について ・平成30年度事業計画について
第2回会議	平成30年11月27日	・幹事会・専門部会の構成について ・キャッチフレーズの選考について ・ロゴマークの募集について ・平成31年度事業計画について

(2) 幹事会

- ・第1回会議 平成30年10月31日
- ・第2回会議 平成30年11月9日
- ・第3回会議 平成30年11月20日

(3) 専門部会

①祝祭・イベント・交流部会

- ・第1回会議 平成30年8月10日
- ・第2回会議 平成30年10月5日
- ・第3回会議 平成30年11月15日

②歴史・文化部会

- ・第1回会議 平成30年8月10日
- ・第2回会議 平成30年8月21日
- ・第3回会議 平成30年9月20日
- ・第4回会議 平成30年10月19日
- ・第5回会議 平成30年11月15日

③島原城下まちづくり部会

- ・第1回会議 平成30年8月10日
- ・第2回会議 平成30年9月19日
- ・第3回会議 平成30年10月5日

2. キャッチフレーズの募集について

- ・募集期間 平成30年9月3日から平成30年9月28日まで
- ・応募総数 401作品(294人)
- ・優秀作品 「島原城築城400年 繋げ未来へ！」
応募者 金子 栄輝さん(島原市立第二小学校)

3. ロゴマークの募集について

- ・募集期間 平成30年11月30日から平成31年2月15日まで
- ・応募総数 212作品(129人)

4. 寄付金の受け入れについて

- ・寄付者 島原ライオンズクラブ 様
- ・寄付日 平成31年1月23日
- ・寄付額 29,840円

5. 平成30年度収支について

島原市一般会計予算で対応したため、実行委員会の収支なし

(第4号議案)

平成31年度事業計画(案)

1. 祝祭・イベント・交流事業

(1) 島原城一斉清掃

- ・実施時期：11月頃

(2) 市民、県民自主企画イベントの募集

- ・募集要項の作成等

2. 歴史・文化事業

(1) 市民大学講座「島原みらいキャンパス」の開催

- ・平成31年度テーマ「島原城400年の歴史に包まれて」

回	開催日	講座名
第1回	7月20日	「島原城築城」
第2回	9月21日	「天下の名城・島原城」
第3回	10月21日	「島原城下町」
第4回	11月16日	「城下町の発展」
第5回	(未定)	特別講座

(2) 島原城読本の編集

(3) 古写真、絵画、書籍等の募集

(4) 歴史史料の電子化検討

(5) 島原藩日記刊行会(仮称)の発足支援

3. 島原城下まちづくり事業

(1) 城下町島原にふさわしい景観整備に対する提案

- ・街なみ景観整備(修景整備に対する補助)
- ・島原城外周の道路美装化
- ・島原城周辺の無電柱化

(第5号議案)

平成31年度収支予算(案)

(1) 収入

(単位:円)

項目	予算額	説明
補助金	1,500,000	島原市補助金 1,500,000
計	1,500,000	

※島原市補助金はふるさと納税を充当

(2) 支出

(単位:円)

項目	予算額	説明
報償費	460,000	○祝祭・イベント・交流事業
旅費	100,000	・島原城一斉清掃 100,000
消耗品費	350,000	○歴史・文化事業
印刷製本費	240,000	・市民大学講座 230,000
通信運搬費	50,000	・古写真等の募集 780,000
広告料	300,000	○事務局経費
		・報償費(キャッチフレーズ) 10,000
		・報償費(ロゴマーク) 50,000
		・啓発用のぼり等 200,000
		・事務費 130,000
計	1,500,000	

(第6号議案)

島原城築城400年記念事業協賛事業の認定等に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原城築城400年記念事業(以下「記念事業」という。)の基本方針に基づき、記念事業の周知及び機運の醸成に資する事業(以下「協賛事業」という。)の認定等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 協賛事業の対象となる事業は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 団体又は個人(以下「主催者」という。)が自ら企画・実施するもの
- (2) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力があるもの
- (2) 不特定多数の者が参加できるもの
- (3) 公序良俗に反しないもの
- (4) 特定の宗教又は政治団体の利害に関しないもの
- (6) 反社会的活動を行う団体またはその構成員が事業に関わっていないもの
- (5) その他、記念事業の信用又は品位を害する恐れがないもの

(事業の申請)

第3条 主催者は、協賛事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、島原城築城400年記念事業実行委員会会長(以下「会長」という。)へ提出しなければならない。

2 前項の規定は、認定を受けた事項を変更する場合について準用する。ただし、変更する事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(事業の認定)

第4条 会長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適用と認めるときは、協賛事業認定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の認定にあたっては、必要な条件を付することができる。

(記念事業名の使用)

第5条 協賛事業の認定を受けた主催者は、「島原城築城400年記念事業」の名称を使用することができる。

(認定の取り消し)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 協賛事業認定申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき
- (2) 事業認定に付した条件に違反したとき
- (3) その他会長が協賛事業として適当でないと認めたとき

(主催者の責任)

第7条 前条の規定により事業の認定を取り消した場合、主催者に損害が生じても、島原城築城400年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という)はその責めを負わない。

2 主催者は、事業の実施により実行委員会または第三者に損害を与えた場合は全責任を負い、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(実績の報告)

第8条 協賛事業の認定を受けた団体は、事業完了から30日以内に協賛事業実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

(様式第1号)

島原城築城400年記念事業協賛事業認定申請書

年 月 日

島原城築城400年記念事業実行委員会 会長 様

(申請者)

住 所

氏 名
(団体の名称・代表者名)

電 話 番 号

下記の事業について、島原城築城400年記念事業協賛事業として、認定を受けたいので申請します。

1 名 称	
2 事業の趣旨及び概要	
3 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 実施場所	
5 参加予定人数	人
6 参加料等の有無 (有料の場合は料金等を記入)	有 () 無
7 添付書類	①主催者(団体)の概要 ②事業の開催要綱(計画書・予算書)等 ③その他 ()
8 備考	

(様式第2号)

島原城築城400年記念事業協賛事業認定書

年 月 日

様

島原城築城400年記念事業実行委員会会長

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり認定します。

記

1 認定番号	第 号
2 名 称	
3 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 実施場所	
5 実施条件	
6 認定条件	

※事業内容に変更があった場合は、申請が必要です。

※事業完了から30日以内に事績報告書を提出してください。

※島原城築城400年記念事業協賛事業の認定等に関する要綱第6条に該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

(様式第3号)

島原城築城400年記念事業協賛事業実績報告書

年 月 日

島原城築城400年記念事業実行委員会 会長 様

(申請者)

住 所

氏 名

(団体の名称・代表者名)

電 話 番 号

下記の事業について、島原城築城400年記念事業協賛事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 認定番号	第 号
2 名 称	
3 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 実施場所	
5 参加人数	人
6 実施概要	
7 添付書類	

島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、島原城築城 400 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、島原城が築城 400 年の節目を迎えるに当たり、島原城や城下町の歴史・伝統・文化の再認識と発信を行うとともに、築城 400 年を契機とした現存する島原城及び周辺施設等の景観整備に対する提言並びに新しい歴史・文化を創造し、未来へ伝承することによる島原市の発展を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 島原城築城 400 年記念事業（以下「記念事業」という。）の基本方針及び事業計画の策定に関すること。
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は島原市長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び関係団体の代表者又は役職者。
 - (2) その他会長が特に必要と認める者。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査し、実行委員会の会議（以下「会議」という。）に報告する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会の設立の日から、解散の日までとする。ただし、委員等が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、やむを得ない事情により、委員等から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬等)

第8条 委員等の報酬は無報酬とする。ただし、必要に応じ旅費等を支払うことができる。

(会議)

第9条 会議は、委員等をもって構成する。

2 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 実行委員会規約の制定、改廃に関すること。

(2) 記念事業の基本方針に関すること。

(3) 事業計画及び予算に関すること。

(4) 事業報告及び決算に関すること。

(5) 幹事会に委任する事項に関すること。

(6) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、欠席する委員からあらかじめその権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決す

るところによる。

(幹事会)

第10条 専門部会間の連絡調整等を行い、会議に提案事項等の立案及び報告を行うため、幹事会を置く。

2 幹事は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第12条に規定する専門部会の部会長と副部会長

(2) 島原市職員

3 幹事会に幹事長及び副幹事長若干名を置く。

4 幹事長は、幹事の中から互選により選出する。

5 副幹事長は、幹事長が指名する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した副幹事長がその職務を代理する。

8 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会議から委任を受けた事項に関すること。

(2) 会議への提案事項等の立案、及び報告に関すること。

(3) 会議を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) 専門部会間の連絡調整等に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

9 幹事会は、前項に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

10 前条第4項から第6項までの規定は、幹事会の会議にこれを準用する。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し承認を得なければならない。

(専門部会)

第12条 実行委員会の事業を円滑に進めるため、必要に応じ実行委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を島原市産業部しまばら観光おもてなし課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第16条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときは会議の議決により解散する。

2 実行委員会が解散する際に残余財産がある場合には、その残余財産は島原市に帰属するものとする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成30年7月25日から施行する。

2 第15条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立の日から平成31年3月31日までとする。

島原城築城 400 年記念事業実行委員会専門部会設置要領

(設置)

第 1 条 島原城築城 400 年記念事業の運営をより円滑に推進するため、島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約（以下「規約」という。）第 1 2 条の規定に基づき、次の専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- (1) 祝祭・イベント・交流部会
- (2) 歴史・文化部会
- (3) 島原城下まちづくり部会
- (4) その他必要に応じ設置する部会

(構成)

第 2 条 専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 規約第 4 条第 1 号に定める委員のうち、構成団体については当該構成団体から選出された者並びに部会参加を希望する個人
- (2) 島原市職員
- (3) その他会長が必要と認めた者

(事務分掌)

第 3 条 各専門部会の事務分掌は、別表によるものとし、新たな部会を設置した場合はこれを調製する。

(部会長等)

第 4 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の中から互選により選出する。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長は、専門部会相互の連携を図るため、幹事会において連絡調整を行う。

(補則)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り、各部会長が適宜これを処理することができる。

附則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会事務分掌

部会名	業務内容
祝祭・イベント・交流部会	<ul style="list-style-type: none">・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事・記念式典、イベント等に関する事・島原藩ゆかりの地との交流事業に関する事
歴史・文化部会	<ul style="list-style-type: none">・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事・歴史に関する事・伝統文化に関する事
島原城下まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none">・基本方針に関する事業の企画、提案に関する事・島原城整備事業に関する事・島原城周辺整備事業に関する事

島原城築城400年記念事業実行委員会委員名簿

(敬称略)

所属団体・役職名	氏名	備考
島原市長	古川 隆三郎	会長
島原市議会議長	本多 秀樹	副会長
島原商工会議所会頭	満井 敏隆	副会長
(株) 島原観光ビューロー代表取締役	中村 慎次	副会長
(株) 十八銀行島原支店長	村中 恵樹	監事 (新)
(株) 親和銀行島原支店長	谷口 誠一郎	監事
島原市議会総務委員長	林田 勉	
島原市議会産業建設委員長	上田 義定	
島原市議会教育厚生委員長	生田 忠照	
国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長	田村 毅	
長崎県島原振興局長	小村 利之	(新)
島原警察署長	宮下 直樹	(新)
島原地区校長会会長	渡邊 孝経	
島原市校長会会長	永田 俊文	(新)
島原市保育会会長	原田 恒	
島原市私立幼稚園協会会長	吉岡 今日子	
島原市教育文化振興事業団理事長	谷口 英夫	
島原文化連盟委員長	宮崎 金助	
有明町文化協会顧問	坂本 梓	
島原市町内会・自治会連合会会長	阿部 洋次郎	
島原市白山青年団団長	本多 太樹	(新)
島原市婦人会連絡協議会会長	川本 まなみ	
島原市老人クラブ連合会会長	加藤 勝彦	(新)
九州電力株式会社島原配電事業所長	小川 末記	
(株) ケーブルテレビジョン島原代表取締役	清水 多聞	
(株) ひまわりテレビ代表取締役社長	宮崎 健	
島原鉄道株式会社代表取締役社長	永井 和久	
九商フェリー株式会社代表取締役社長	美根 晴幸	
熊本フェリー株式会社代表取締役社長	井手 雅夫	
やまさ海運株式会社専務取締役	伊達 明德	
有明町商工会会長	片山 輝雄	
(一社) 島原青年会議所理事長	永代 秀顕	
島原商工会議所青年部会長	林田 新吾	(新)
島原雲仙農業協同組合代表理事組合長	泉 義弘	
島原漁業協同組合代表理事組合長	吉本 政信	
有明漁業協同組合代表理事組合長	松本 正明	
島原市商店街連盟会長	隈部 政博	
島原観光ボランティアガイドの会会長	相良 信一	
島原ライオンズクラブ会長	村中 賞悟	
島原城解説委員	松尾 卓次	
島原市副市長	柴崎 博文	
島原市教育委員会教育長	森本 和孝	

島原城築城400年記念事業実行委員会幹事会名簿

(敬称略)

所属団体等	氏名	備考
島原城下まちづくり部会 部会長	川村 秀文	幹事長
祝祭・イベント・交流部会 部会長	松尾 建国	副幹事長
島原市市長公室長	伊藤 太一	副幹事長
祝祭・イベント・交流部会 副部会長	桑島 公	
歴史・文化部会 部会長	北田 貴子	
歴史・文化部会 副部会長	清水 真人	(新)
島原城下まちづくり部会 副部会長	末續 理	
島原市総務部長	松本 久利	(新)
島原市市民部長	片山 武則	
島原市福祉保健部長	湯田 喜雅	
島原市建設部長	野口 一敏	(新)
島原市教育委員会教育次長	平山 慎一	(新)
島原市議会事務局長	高原 昌秀	

島原城築城400年記念事業実行委員会専門部会員名簿

○祝祭・イベント・交流部会

(敬称略)

所属団体名	氏名	備考
島原文化連盟	松尾 建国	部会長
島原市商店街連盟	桑島 公	副部会長
島原市町内会・自治会連合会	阿部 洋次郎	
島原市婦人会連絡協議会	小川 澄子	
島原市老人クラブ連合会	小峯 克彦	
島原市白山青年団	本多 太樹	(新)
島原商工会議所	尾崎 栄輝	
有明町商工会	村井 利久	
(株) 島原観光ビューロー	佐藤 方紀	(新)
(一社) 島原青年会議所	吉川 航平	
島原商工会議所青年部	林田 新吾	(新)
島原雲仙農業協同組合	大津 守	
島原ライオンズクラブ	村中 賞悟	
株式会社十八銀行	山本 和俊	
株式会社親和銀行	相川 弘洋	(新)
島原鉄道株式会社	中村 隆寛	(新)
九商フェリー株式会社	松本 泰尚	
熊本フェリー株式会社	松岡 浩二	
やまさ海運株式会社	伊達 明德	
島原文化連盟	松下 英爾	
準備委員会委員	長池 泰昌	
	稲田 智久	
市長公室政策企画課	増田 恒	(新)
市長公室秘書人事課	稲田 秀一朗	
総務部総務課	園田 尊博	
産業部産業政策課	松本 直喜	

島原城築城400年記念事業実行委員会専門部会員名簿

○歴史・文化部会

(敬称略)

所属団体名	氏 名	備 考
島原文化連盟	北田 貴子	部会長
島原新聞社	清水 真人	副部会長
島原市教育文化振興事業団	木村 仁美	(新)
島原文化連盟	岩永 泰賢	
有明町文化協会	林田 正和	
島原地区校長会 (高校)	渡邊 孝経	
島原市校長会 (小中学校)	矢島 和幸	
(株) 島原観光ビューロー	古賀 奈美	
島原城史料解説員	松尾 卓次	
準備委員会委員	内嶋 善之助	
島原観光ボランティアガイド	林 京子	
さかきばら郷土史料館	榊原 美和	(新)
教育委員会社会教育課 (地域おこし協力隊) (地域おこし協力隊)	宇土 靖之	
	林田 智恵	(新)
	吉岡 慈文	(新)
	庄司 航	(新)

○島原城下まちづくり部会

(敬称略)

所属団体名	氏 名	備 考
(株) ケーブルテレビジョン島原	川村 秀文	部会長
(株) 島原観光ビューロー	末續 理	副部会長
国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所	平河 和博	
長崎県島原振興局	北川 卓	
島原警察署	藤田 英樹	(新)
九州電力株式会社島原配電事業所	小川 未記	
(株) ひまわりてれび	宮崎 和久	
島原鉄道株式会社	中村 隆寛	(新)
建設部道路課	荒木 清治	
建設部都市整備課	酒井 元治	(新)
市民部市民安全課	谷川 誠一	
教育委員会社会教育課	中村 憲一	(新)
産業部産業政策課	柴田 宏	(新)